

濱野 雄司

企業は副業・兼業をどのようにとらえるか



105

- (3) 競業により、企業の利益を害する場合
(4) 会社の名譽や信用を損なう行為や、信頼関係を破壊する行為がある場合

禁止するには、前記 4

出をする必要があります。
(10名未満の企業については所轄労働基準監督署への届け出は不要ですが、適用させるにはそれなりの手続きは必要です)
もし、従業員からの申出を受理した場合、企業には諸問題を解決する必要が出できます。

特に注意しなければならないのは、労働基準法では「労働時間は、事業場を異にする場合においても通算する」ことです。
この場合でも、経営者は、労働時間の把握には注意が必要です。
たとえば過労にならないよう労働時間の把握には注意が必要です。



1日の労働時間が8時間、1週間の労働時間が40時間とすると、1日8時間、1週間に8時間、10週間に40時間になります。

申請制にするかというと、すべてに許可制をとることとは現状では難しく、申請制にして前述の4項目の企業の活動に影響する場合のみ制限をかけることとしたほうが無難でしょう。

(濱野社会保険労務士事務所所長、ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員、社会保険労務士)

イラスト・伊藤香澄

「人生100年時代の定年退職後の収入確保のため、職業人生の早い段階で本業以外での職務の経験をつけさせる」ため、厚生労働省では「副業・兼業に関するガイドライン」を策定しています。

就業規則で副業・兼業を禁止しているにもかかわらず、従業員が副業・兼業をした場合、懲戒処分をする規定で従業員の副業・兼業を禁止することができるでしょうか?

①労務提供上の支障がある場合
②企業秘密が漏洩する

労働者は労働時間以外の時間を自由に使用できる。憲法でも公共の福祉に反しない限り職業選択権

項目に該当する場合、懲戒処分を行うことを就業規則に記載しなければなりません。

その上に、従業員数が10名以上の企業について、は、所轄労働基準監督署に就業規則の変更の届け出をする必要があります。

また、副業・兼業の場合でも時間外労働と休日労働の合計で1ヶ月10